

大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和7年12月8日（月）16時00分～16時34分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者

専門委員会委員：貫上 佳則 会長 荒木 修 委員 魚島 純一 委員

梅宮 典子 委員 岡 絵里子 委員 岡崎 純子 委員

亀甲 武志 委員 塩見 康博 委員 嶋寺 光 委員

竹村 明久 委員 松井 孝典 委員 山口 弘純 委員

大阪市：環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

（仮称）中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書について（答申）（案）

5 議事録

【司会】 大変、お待たせいたしました。ただいまから、大阪市環境影響評価専門委員会を開催

させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、事務局の横山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、傍聴者の皆様にお願いします。

あらかじめ事務局からご説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、ウェブでご出席いただいております委員の皆様をご紹介いたします。

貫上会長でございます。

荒木委員でございます。

魚島委員でございます。

岡崎委員でございます。

亀甲委員でございます。

塩見委員でございます。

鳩寺委員でございます。

竹村委員でございます。

松井委員でございます。

山口委員でございます。

以上、10名の委員にご出席をいたしております、大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第

2項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、映像と音声により、委員ご本人であること、また、委員間で映像と音声が即時に伝わることを貫上会長にもご確認いただいております。

なお、本日、ご出席予定の梅宮委員、岡委員におかれましては、所用のため、間もなく出席される予定でございます。

続きまして、本市からの出席者をご紹介いたします。

環境局理事兼エネルギー政策室長の井上。

環境管理部長の金子。

環境影響評価連絡会の6部局から関係課長が出席しております。

それでは、開会に当たりまして、環境局理事の井上よりご挨拶を申し上げます。

【環境局理事】 環境局理事の井上でございます。

環境局長の井原が、本日、市会出席のため、やむを得ず欠席となりましたので、代わりまして一言ご挨拶を申し上げます。

大阪市環境影響評価専門委員会の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の環境施策の推進にご協力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、本年10月10日に諮問をさせていただきました「(仮称) 中之島五丁目3番地計画環

境影響評価準備書」につきまして、各専門部会で専門的、技術的な観点からご検討いただきまし

た内容を取りまとめた答申（案）につきまして、ご審議をお願いいたします。

大規模事業を実施するにあたりまして、あらかじめ環境影響評価を行いますことは環境の保全

上極めて重要でございまして、現在及び将来にわたって、快適な都市環境の確保に資するもので

ございます。

委員の皆様におかれましては、先日、答申いただきました「南港発電所更新計画の環境影響評

価準備書」及び「環境影響評価技術指針の改定」に続きましてのご審議となりますが、本事業に

つきましても環境保全への適切な配慮について、ご意見を賜りますようお願い申し上げまして、

甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 続きまして、本日配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。

「次第」、「本委員会の名簿、規則」、議題に関して、「(仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書の調査審議について（答申）（案）と別添の資料」でございます。

なお、ご出席の皆様におかれましては、ご発言いただくとき以外はマイクをオフにしていただきますようお願いします。ご発言いただく際には、冒頭にお名前をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。

貫上会長、よろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 了解しました。それでは、議題に入らせていただきます。

委員の皆様方には、年末のお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。

本日の議題は、「(仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書について」でございますので、諮問以降、当専門委員会の「大気・騒音振動」、「日照阻害・電波障害」、「景観・文化財」、「水質廃棄物」の各部会において、検討・審議いただいた結果をまとめたものを、最終確認いただきます。

それでは、各部会でまとめていただいた内容について、答申（案）として資料をご準備いただいておりますので、最終検討いただきたいと思います。

それでは、事務局から資料に基づきまして、ご説明をお願いします。

【事務局】 環境局環境管理課長の三原と申します。私から説明をさせていただきます。

(仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書の調査審議について、答申（案）についてご説明いたします。

初めに、第1の対象事業の概要ですが、準備書の記載内容を要約しております。上から「1 対象事業者の名称」、「2 対象事業の名称及び種類」。次のページに移りまして「3 対象事業の実施区域」、「4 対象事業の目的」、「5 対象事業の内容」となっております。本事業は、延べ面積約129,000 平方メートル、地上57階建ての高さ約205 メートルで、本市環境影響評価条例の対象事業であります大規模建築物の新築に該当するものでございます。計画建築物は高層部と低層部の2棟から構成され、高層部は住宅、低層部は小規模商業施設が計画されております。

次のページに移りまして、第2ですが、専門委員会からの指摘事項を記載しております。

指摘事項に至るまでの専門委員会全体会・各部会における検討結果を別添にて取りまとめておりますので、そちらの資料で説明します。

こちらの資料でございますが、左から委員の意見等の内容、真ん中がそれに対する事業者の見解・対応、一番右が、これを踏まえた専門委員会としての指摘事項をまとめしております。

まず初めに、事業計画についての検討結果でございます。

N o . 1 から N o . 3 は工事計画についてでございますが、委員から工事エリア及び工事関連車両における騒音影響を最小限にするための措置や夜間工事における環境保全措置等についてのご意見があり、事業者からは低騒音型の建設機械の使用、適切な工法の選定、夜間工事を行う場合は必要最小限とし、できる限り騒音等を発生しない工事を行うことや事前に近隣住民への周知を行うなどの回答がございました。これらの回答を受けまして、専門委員会としての指摘事項は、「事業計画地周辺の一般環境騒音調査において、環境基準を超えている地点があることから、準備書に記載する環境保全措置を徹底すること。特に、環境基準を超えている地点付近を通行する工事車両や、環境基準を超えている地点に近い事業計画地内の建設機械等の配置や作業時間等については十分配慮すること。」、また「夜間工事を実施する場合には、周囲に病院等の環境保全施設があることを踏まえ、極力夜間作業を少なくする工事計画とするとともに、夜間照明にも配慮するなど騒音等による影響の回避又は低減に努めること。」とまとめております。

次に、N o . 4 と N o . 5 については、工事関連車両についてでございます。委員から本事業と東隣に計画されているマンション事業との複合影響や事後調査についてのご意見がございました。

事業者からは東隣のマンション事業は、工事工程等が把握できず、複合影響の予測が困難であるが、一般車両の走行台数に比べると本事業の工事関連車両の台数が少ないため影響は小さく、工事中の道路交通騒音・振動の事後調査は対象外とするとの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項としては、「本事業の東隣のマンション事業の工事期間、車両台数等の工事計画について可能な限り情報収集を行い、本事業の工事関連車両のピーク時期における騒音等の予測結果への影響について評価すること。予測結果への影響について評価が困難な場合には、少なくとも工事最盛期に工事関連車両による騒音等について事後調査を実施すること。」とまとめております。

続きまして、No.6は交通計画についてでございますが、準備書では工事関連車両は主に阪神高速道路及び幹線道路を利用することとしておりますが、その走行ルートの決定や運行管理についてのご意見がございました。事業者からは工事着手時点で関係各社と協議し、ルートを選定し周知徹底との回答がございましたが、これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「工事関連車両の主要走行ルートは、予測評価の妥当性を確保する上での根幹となる要素である。現在選定されている主要走行ルートが厳守されるよう、工事着手前から関係各社への周知徹底を行うこと。また、運転者教育、事故防止、工事関連車両の待機場所の確保や苦情処理など工事関連車両に係る運行管理体制を確立し、適切に運用すること。」とまとめております。

次に、環境影響評価項目ごとの検討でございますが、No.7とNo.8については大気質の検討結果でございます。委員から建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の排出抑制について、一層の環

境保全措置を求める意見や、周辺の大坂都市計画都市高速鉄道なにわ筋線の事業との複合影響の予測結果の算出方法についての確認がございました。事業者からは建設機械の定期的な点検・整備、燃料消費を抑える運行方法の工夫、作業員への環境保全教育等について検討すること、また、なにわ筋線の事業との複合影響の予測については、当該事業の環境影響評価書を参考に算出しているとの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項としては、「建設機械等の稼働に伴う排出ガスにおいて、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果は環境基準値を満たしているものの、大阪市が定める環境保全目標値を上回る予測結果となっている。このため、準備書及び事業者が新たに検討するとされた環境保全措置（工事工程の合理化、建設機械の定期点検・整備、環境保全教育、ダスト抑制、省エネ運転、効率的な搬出・搬入経路設計、適切な廃棄物管理等）を適切かつ確実に実施するなど建設機械等からの二酸化窒素の排出抑制を強化すること。」とまとめております。

続きまして、No.9とNo.10でございますが、日照阻害の検討結果でございます。委員から、建物形状についての確認や、東隣のマンション事業との複合影響の軽減についてのご意見があり、事業者からは東隣のマンション事業における建築物の形状が不明なため複合影響の予測は行っていないが、本事業における日影時間3時間以上の範囲は事業計画地近傍の商業地域内となっており、問題はないとの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項としては、「等時間日影図によると、事業計画地北側区域一部の日影時間が3時間以上となるが、商業地域に指定されており、日影規制に適合すると評価されているが、事業計画地に隣接する敷地では、

日影時間が長くなるため、隣接する土地の所有者等に対して、日照が遮られる時間帯及び留意すべき事項について説明すること。」とまとめております。

続きまして、No.11 と No.12 でございますが、電波障害についての検討結果でございます。委員から、しゃへい障害発生予測範囲内で影響が確認された場合の対応内容についての確認等がございまして、事業者からは、計画建築物が起因する障害であれば、ケーブルテレビ対策やアンテナ対策を実施する等の回答がございました。これを受けまして、委員会としての意見としては、「計画建築物により、大阪局、神戸局についてそれぞれ長さ 7 キロメートル程度の範囲にしゃへい障害が発生するなどの影響が予測されており、障害発生予測範囲内で本建築物の影響が確認された場合には適切に対応するとされているため、電波障害に係る申出や問合せ等が発生した場合には丁寧に対応するとともに、本事業による電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施すること。」とまとめております。

続きまして、No.13 から No.17 につきましては廃棄物・残土の検討結果です。初めに、No.13 から No.15 でございますが、委員から土壤汚染のおそれのある地下深部の土壤の成分調査の有無等についての確認がございまして、事業者からは、今回、土壤としての搬出がないため調査は行わないが、杭等の工事に伴い産業廃棄物の汚泥としての搬出があるとの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項としては、「工事計画では、土留や杭工事にて深さ 15 メートル (G.L.マイナス 15 メートル) 以上の掘削が予定されている。事業計画地周辺のボーリング柱状図において G.L.マイナス 10.0 メートル以深に自然由来による土壤汚染

が存在する可能性がある海成粘土層が確認されていることから、掘削工事等にて新たに産業廃棄物である汚泥が発生した場合は、有害物質の有無を分析調査により確認するなど適正に処理すること。なお、工事計画の変更等により、汚染された土壤を掘削及び事業計画地外へ搬出する場合は飛散防止措置等の土壤汚染対策を実施すること。」とまとめています。

続きまして、No.16とNo.17につきましては、委員から工事に伴い発生する汚泥、がれき類、残土についての発生抑制や有効利用方法についての確認がございました。事業者からは、汚泥やがれき類は産業廃棄物の中間処理業者によるリサイクル、残土については場外利用を検討するとの回答がございまして、これらの回答を受けまして、専門委員会の指摘事項としては、「工事に伴い発生する残土については、盛土や埋戻しなどの他の建設工事への再利用を含めて積極的に有効利用を図ること。その際、リサイクル率など残土の有効利用に関する目標を設定すること。」また「工事に伴い発生する汚泥等の建設廃棄物については、全体で90%以上がリサイクルされると予測されているものの、その発生量の抑制のため、適切な工法の採用、建設汚泥の脱水等による縮減、原寸発注（プレカット）の採用などに積極的に取り組むこと。」とまとめています。

続きまして、No.18からNo.20までは風害の検討結果でございます。委員から将来予測において、風環境評価ランクが1から3に上がる位置の確認や環境保全措置についての意見等がございました。事業者からは、風環境評価ランク3となる位置を示す資料の提出や環境保全措置として植栽の追加などの回答がありました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「将来の予測結果において、事業計画地の西側に隣接する敷地や道路に新たに風環境評価ランク3とな

る地点が現れ、また南側には風環境評価ランクが上がる地点があることから、土地等の利用状況を考慮し、防風対策について追加検討を行うなど適切に対応すること。」、また「防風植栽として使用される樹木は、生育環境に適したものを選定するとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行うこと。」とまとめています。

続きまして、No.21 から No.23 までは景観の検討結果でございます。委員から対岸、橋上、水上からの見え方やライトアップによる夜間景観の配慮についてのご意見や建築物の形態意匠の確認等がございました。事業者からは、窓ガラス面とバルコニー面をバランスよく用いたファザード（建物正面の外観）、あと、外壁は周囲の景観と違和感のない色調、建物の頂部はセットアップし、魅力的なスカイラインの演出と圧迫感を軽減すること、また、川沿いには公開空地を設け、高木を配し対岸からも緑が見えるように配慮するなどの回答がございました。これを受けまして、専門委員会としての指摘事項としては、「事業計画地は、大阪市景観計画における重点届出区域及び河川景観配慮ゾーン等に位置していることから、より景観に配慮した事業とする必要がある。河川沿川のまちなみと調和した形態意匠、植栽等の工夫、周辺の歩行者通路及び建築物に配慮した頂部照明など適切な夜間景観の創出を図り、中之島エリアにふさわしい良好な景観の形成に努めること。」とまとめています。

以上が、委員からのご意見、また、専門委員会からの意見に対する事業者の回答及び専門委員会としての指摘事項でございます。

再び答申（案）に戻りますが、今ご説明した指摘事項の内容をこの第2に示しております。

1 全般的事項として、工事計画と交通計画についての指摘事項、2としまして、環境影響評価項目として、1 大気質、次のページに移りまして、日照阻害、電波障害、廃棄物・残土、風害、次のページに移りまして景観とまとめております。

指摘事項の後には、先ほどの専門委員会の検討結果を別添としてつけております。さらに参考として、諮問文と、その後のページは委員会名簿、専門部会構成、最後に本市の環境影響評価条例に基づく手続経過を記載しております。

事業者による準備書の説明会は2回行われております。また、準備書に対する意見書の提出はございませんでした。

また、専門委員会の開催については、全体会・各部会をあわせまして、本日を含めて7回開催しております。

以上が、答申（案）の説明でございます。どうぞ、ご審議をよろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 三原課長、ありがとうございました。

今、答申（案）について、ご説明いただきました内容については、各部会でご議論いただきて、その意見をまとめていますけれども、ご参加いただいている委員の皆様方から、改めて補足する事項、あるいは質問事項とか、ご意見等がございましたらお出しいただけたらと思います。いかがでしょうか。

いらっしゃいましたら、手を挙げるか、あるいは発言いただいても結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

【嶋寺委員】 よろしいでしょうか、嶋寺です。

【貫上会長】 どうぞ、お願ひします。

【嶋寺委員】 大気質の意見で、最後、二酸化窒素の排出抑制を強化することとなつてゐるのですけれども、二酸化窒素の大部分は一酸化窒素として排出されたものに由来するので、あと環境保全措置で、ダスト抑制等のあまり窒素酸化物、二酸化窒素と関係なさそうなものも入つていますので、二酸化窒素ではなく窒素酸化物等とするほうがよいかなと思います。

【貫上会長】 ありがとうございます。

【事務局】 そうしましたら、建設機械等からの窒素酸化物等の排出抑制ということでよろしいでしょうか。

【嶋寺委員】 はい、私の意見はそのとおりです。

【貫上会長】 確かにそうですね。機械から出るものというのは、ほとんどが一酸化窒素であることが多い、それがさらに二酸化窒素になることが多いです。
あとは、おっしゃったようにダストということもあるでしょうから、それらをひっくるめて、窒素酸化物等ということですね。

【嶋寺委員】 よろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 はい、ありがとうございます。

事務局のほうもよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そのように修正させていただきます。

【貫上会長】 はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

今日、遅れている方もいらっしゃるということだったのですが、最終的に 12 名の方にご参加
いただきしております、欠席されている方にも事前に事務局から意見を打診していただきまし
て、特に質問はなかったと伺っておりますが、それでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そのとおりです。特にございませんでした。

【貫上会長】 ありがとうございます。特にご意見等なければ、この内容で答申（案）の「案」を
取って、確定とさせていただくことになりますが、よろしいでしょうか。
ありがとうございます。そうしましたら、この「案」を取った形で大阪市長様宛てに答申をさ
せていただきます。

そうしましたら、今、画面共有いただきしておりますが、答申（案）の「案」を取って答申させて
いただき、内容を簡単に読ませていただきます。大阪市長、横山英幸様宛てということで、大阪
市環境影響評価専門委員会会長、私、貫上になっています。（仮称）中之島五丁目 3 番地計画環境
影響評価準備書の調査審議について（答申）、令和 7 年 10 月 10 日付け大環境第 e-361 号により
諮問のありました件について、当委員会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得た
ので答申します。市長におかれでは、本件に係る環境の保全及び創造について意見を述べるにあ
たり、当委員会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。なお以下に、今、
ご説明いただいた資料を、添付することになります。

10月から、本当に短い期間でご協議いただき、特に専門部会でのご審議につきまして、本当にありがとうございました。予定どおり、答申をまとめることができました。委員の皆様方には、改めて感謝を申し上げます。

本日の審議事項は、この1件だけになります。

今回の議題はこれで終了とさせていただきますので、進行については事務局にお返しします。

事務局、よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。

本日は、貴上会長をはじめ、委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席・ご審議・答申を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、ここで環境局理事の井上より一言お礼を申し上げます。

【環境局理事】 ただいま、貴上会長から「(仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書」につきまして、ご答申を賜りました。

今回、貴上会長をはじめ委員の皆様には、精力的にご検討・ご審議を重ねていただきましたこと、改めて、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本市といたしましては、この答申をもとに、事業者に対しまして、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるとともに、適切に環境影響評価が実施されますよう指導してまいります。

この後も、ご審議をお願いすべき複数の事業が控えております。委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の

ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【司会】 これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

【貫上会長】 どうも皆様、ありがとうございました。